

〈変更前〉

1級	2級	3級
両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ)の和が0.01以下のもの	1. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4級	5級	6級
1. 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1. 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの

〈変更後〉

1級	2級	3級
<u>視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)</u> が0.01以下のもの	1. <u>視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの</u> 2. <u>視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u> 3. <u>周辺視野角度(Ⅰ／四指標による。以下同じ。)</u> の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ／二指標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. <u>両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</u>	1. <u>視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。)</u> 2. <u>視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u> 3. <u>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの</u> 4. <u>両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u>

4級	5級	6級
<p>1. <u>視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)</u></p> <p>2. <u>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</u></p> <p>3. <u>両眼開放視認点数が70点以下のもの</u></p>	<p>1. <u>視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</u></p> <p>2. <u>両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</u></p> <p>3. <u>両眼中心視野角度が56度以下のもの</u></p> <p>4. <u>両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</u></p> <p>5. <u>両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</u></p>	<p><u>視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</u></p>